

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復訴訟等の意義と到達点

2014年1月19日

弁護士団幹事長 南雲芳夫

第1 なりわい訴訟の意義

- 1 なぜ、賠償だけでなく原状回復なのか？
- 2 なぜ、国を被告とするのか？
- 3 なぜ、東電と国の過失を追及するのか？

第2 全国の裁判とのなりわい訴訟の関係

- 1 なりわい訴訟の特質は、「福島現地での闘い」と「原告の数」
- 2 全国の訴訟の動向
 - (1) 避難者中心の訴訟が各都県ごとに提起されている。
 - (2) まず、損害論から訴訟に入っていく傾向がある。
- 3 原告団の運動の強さと団結

第3 これまでの訴訟の進展について

前提としての裁判の構造 「主張整理」(土俵づくり) → 「立証」(相撲)

- 1 第4回期日までに国・東電の責任論についての原告側の主張を出し切った。
- 2 裁判所に「東電の過失は重要な審理の対象」と法廷で明言させた。
- 3 津波シミュレーションの文書送付嘱託の採用(正面から責任論を論じる)
この点は、全国の訴訟との関係では特筆すべき点。

第4 今後予想される展開

- 1 国・東電からの提出される責任論についての反論への切り結び
- 2 責任論に関する証人の確保とそれに向けての勉強会
特に、地震・津波の予見可能性
シビアアクシデント対策の必要性

第5 最後に勝敗を決するのは被害

公害闘争の教訓 「被害に始まり、被害に終わる」

すぐに、「損害」に行かずにその前の「被害」をきちんとあぶりだすこと

(被害班の活躍が今後期待される。)

以上